

## ○長野県警察保護対策実施要綱の制定について

平成24年4月23日  
例規第10号県警察本部長  
部・課（隊・所）長  
警察学校長  
警察署長

長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）が平成23年9月1日から施行されるなど、社会全体による暴力団排除が一層進展する一方、暴力団との関係遮断を図る企業等に対する危害行為が懸念される。

これらの関係者の安全を確保することは、社会全体で暴力団排除活動を推進するために不可欠な基盤であることから、長野県警察の総合力を発揮して保護対策を徹底し、保護対象者の安全確保の万全を図るため、次のとおり長野県警察保護対策実施要綱を制定したので、保護対策に万全を期されたい。

なお、保護対策実施要綱の制定について（平成4年6月9日例規第9号）は、廃止する。

### 長野県警察保護対策実施要綱

#### 第1 目的

この要綱は、暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するため、保護対策（保護対象者に対する保護区分による警戒その他の必要な措置をいう。以下同じ。）に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

#### 第2 用語の定義

この要綱における用語の意義は、それぞれ次に掲げるところによる。

##### (1) 暴力団等

暴力団等とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。）

イ 暴力団員（暴力団の構成員をいう。）

ウ 暴力団準構成員（暴力団若しくは暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。）

エ 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）

オ 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

カ 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動又は政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

キ 特殊知能暴力集団等（アからカまでに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）

ク 匿名・流動型犯罪グループ（暴力団と同程度の明確な組織性は有しないものの、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行っている集団のほか、SNSを通じるなどした緩やかな結び付きで離合集散を繰り返すなど、そのつながりが流動的であり、また、匿名性の高い通信手段等を活用して特殊詐欺や強盗等の犯罪を広域的に敢行し、それによって蓄えた資金を基に、更なる違法活動や風俗営業等の事業活動に進出するなど、その活動実態を匿名化・秘匿化し、組織犯罪の観点から治安対策上の脅威となっている集団をいう。）

##### (2) 保護対象者

次に掲げるいずれかに該当し、暴力団等から危害を受けるおそれのある者で、第5の1の(2)の規定により指定したものをいう。

ア 暴力団等による犯罪の被害者その他の関係者

イ 暴力団排除活動関係者

ウ 暴力団等との取引、交際その他の関係の遮断を図る企業等の関係者

エ 暴力団から離脱した者又はその意志を有する者

オ 長野県公安委員会の委員長又は委員等の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）運用関係者

カ 暴力団等に係る事件に携わった裁判員、裁判官等司法関係者

キ 暴力団等に関する報道を行った報道関係者

ク その他暴力団情勢等に鑑み、本部長が特に必要と認める者

(3) 保護区分

(略)

第3 基本的配意事項

1 警察組織の総合力を発揮した保護対策の実施

保護対策は、組織犯罪対策課が、警備部門、地域部門その他の関係部門と緊密な連携を図り、その総合力が十分に発揮され、保護対策が真に機能するよう実施する。

2 危害の未然防止の徹底

保護対象者に対する危害行為を防圧するための検挙措置を講ずるに当たっては、法令の多角的活用に配意した上で、保護対象者に対し危害を加えるおそれのある者（以下「視察対象者」という。）に対する視察内偵活動を強化し、潜在事犯の捜査を迅速に行うとともに、警戒活動実施時における職務質問の強化と現行犯逮捕による未然防止を徹底する。

3 保護対策の重要性の周知徹底

保護対象者の安全確保の万全を期することが、組織犯罪対策を推進する上で極めて重要であることを警察職員（以下「職員」という。）に周知徹底する。

4 資機材の有効活用

平素から、緊急通報装置、防犯カメラ等の保護対策の実施に必要な資機材を整備するとともに、資機材の保管及び管理状況を的確に把握し有効活用を図る。

5 情報収集の徹底

平素から、あらゆる警察活動を通じ、暴力団等による第2の(2)アからクまでに掲げる者に対する危害行為に関する動向把握、情報収集に努める。

6 保護対象者による自主警戒の指導及び助言

保護対象者が、自ら被害に遭わないようにするための措置を講ずるに当たっては、警戒用資機材や警備業者の活用等について適時適切に指導及び助言を行う。

7 連絡の励行

保護対策を実施するに当たっては、保護対象者に対する連絡を励行し、その不安感の解消と協力の確保に努める。

第4 保護対策の体制

1 保護対策官の設置等

(1) 保護対策官の設置

組織犯罪対策課に保護対策官を置き、暴力団排除推進室長の職にある者をもって充てる。

(2) 保護対策官の任務

保護対策官は、保護対策の実施に関し、次に掲げる事務を行う。

ア 保護対策に必要な情報の収集、分析及び管理

イ 保護対策計画の立案

ウ 保護措置の実施に関する指導及び調整

エ 警備部門、地域部門その他の関係部門との連絡及び調整

オ 警察庁への報告並びに他の都道府県警察の保護対策官との連絡及び調整

## 2 身辺警戒員の指定等

- (1) 長野県警察本部長（以下「本部長」という。）は、（中略）身辺警戒員（中略）をあらかじめ指定し、平素から、身辺警戒の実施に関し必要な教養、訓練等を行うものとする。
- (2) 身辺警戒員の服装は、私服とする。
- (3) 身辺警戒員は、（中略）原則として身辺警戒員記章を付けるものとする。
- (4) 身辺警戒員は、必要に応じて、拳銃、特殊警戒用具、手錠、警笛その他の身辺警戒に必要な装備品を着装し、又は携帯するものとする。

## 3 保護対策責任者の設置等

### (1) 保護対策責任者の設置

本部長が、第5の1の(2)の規定により保護対象者を指定したときは、当該保護対策を実施する警察署に保護対策責任者を置き、当該警察署長（以下「署長」という。）が指名する警部以上の階級の者をもって充てる。

### (2) 保護対策責任者の任務

保護対策責任者は、警察署における当該保護対策の責任者として、次に掲げる事務を行う。

ア 保護対策官との連携

イ 保護対策に必要な情報及び基礎資料の収集、分析及び管理

ウ 保護措置の実施

エ 保護対象者との連絡及び調整を行う連絡責任者の指定

## 第5 保護対策の実施

### 1 保護対象者の指定等

- (1) 警察本部内各所属長及び署長は、第2の(2)アからクまでに掲げるいずれかに該当する者が、暴力団等から危害を受けるおそれがあると認めるときは、速やかに保護対策官を経て本部長に報告するものとする。
- (2) 本部長は、第2の(2)アからクまでに掲げるいずれかに該当する者が、暴力団等から危害を受けるおそれがあると認めるときは、保護対象者として指定するものとする。この場合において、本部長は、当該保護対象者が危害を受けるおそれの程度に応じた保護区分を指定し、その危害を防止するために必要な措置を講ずるものとする。
- (3) （略）

### 2 保護対策計画の策定

- (1) 本部長は、保護対象者を指定したときは、保護対策計画を策定するものとする。（略）
- (2) 保護対策計画の策定に当たっては、保護対象者の意向を踏まえるとともに、事前に、保護対象者の住居等及びその周辺の状況並びに保護対象者の活動状況等を具体的に把握し、受けるおそれのある危害の態様、範囲及びその背景となっている事情等を総合的に勘案するものとする。
- (3) 保護対象者との連絡は、昼間、夜間、祝祭日を問わず、常に確実に行えるよう配慮するものとする。
- (4) 保護対策の実施は、保護対象者のみならず、その家族の保護にも十分配慮するものとする。
- (5) （略）
- (6) 保護対策計画は、状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

### 3 暴力団等に対する視察活動等を通じた動向の把握

- (1) 視察対象者の抽出を確実にを行うため、暴力団等の動向及び言動に関する情報が保護対策官及び保護対策責任者に確実に伝達される体制を確立するとともに、その保秘に配慮するものとする。
- (2) 視察対象者の抽出は、保護対策官が保護対策責任者等との協議を通じて、その根拠となる背景、動機等を分析するとともに、視察対象者の性格、犯罪経歴及び交友関係を踏まえて、的確に行うものとする。
- (3) 視察対象者については、保護対象者に対し危害行為を加えるおそれの程度に応じて必要な行動確認を実施し、その動向を確実に把握するとともに、事件検挙に必要な端緒情報の収集に努めるものとする。

### 4 周辺住民等への協力依頼

保護対象者の意向を配意しつつ、必要に応じて、保護対象者の住居、業務を行う場所、行先地の施設等の周辺住民、施設管理者等から保護対策の実施についての理解を得られるよう努めるとともに、不審者又は危険物等を発見した際の通報その他必要な事項について協力を依頼するものとする。

#### 5 保護対象者の指定の解除等

本部長は、指定した保護対象者について、保護体制を改める必要が生じたと認めるときは、保護区分等を変更するものとし、保護対策を継続する必要がなくなると認めるときは、当該指定を解除するものとする。(略)

#### 第6 広域にわたる保護対策の実施等

- 1 本部長は、(中略) 保護対象者が、他の都道府県警察の管轄区域にある施設等に移動する場合は、速やかに、当該都道府県警察にその旨を通知するものとする。
- 2 (中略) 保護対象者の行動範囲が、他の都道府県警察の管轄区域にわたる場合は、保護対策実施の必要性、保護対象者の日程及び利用交通手段、地理的状況等を合理的に判断し、警察法(昭和29年法律第162号)第61条の規定により、管轄区域外における(中略)警戒を実施するものとする。
- 3 他の都道府県警察から、(中略) 警戒を実施している保護対象者が管轄区域内の施設等に移動する旨の通知を受けた場合は、当該都道府県警察と緊密に連携し(中略) 警戒を実施するものとする。

#### 第7 活動状況の報告

保護対象者の保護対策に従事した者は、その活動状況を(中略) 保護対策官を経て本部長に報告するものとする。

#### 第8 保護対策業務に対する適正な評価及び賞揚

保護対策業務に従事する職員及びその所属について、保護対象者に対する危害の防止を図る上で功績があったと認められる場合には、適正な評価及び賞揚を行うものとする。

様式(略)